

概要: 令和6年能登半島地震の被災地における災害復旧やライフライン支援に資することを目的に、衛星携帯電話等を貸与。
迅速に貸与可能な体制を整備していたことにより、災害対応要員や通信インフラ等の復旧活動を行う職員の通信手段を確保。

対策名: 70 災害対策用衛星携帯電話に係る緊急認識 <3か年緊急対策> 【総務省】

- 実施主体: 総務省
- 実施場所: 石川県
- 事業概要: 被災地における災害復旧やライフライン支援に資することを目的に、衛星携帯電話等を貸与。
- 事業費: 約2,000万円(3か年緊急対策による事業費と同額)

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
通信事業	通信設備の整備	約2千万円	H30~H31
うち3か年緊急対策	通信設備の整備	約2千万円	H30~H31

- 被害: 「令和6年石川県能登地方を震源とする地震」において石川県内の各市町村において通信の途絶が発生。
- 効果: 迅速に貸与可能な体制を整備していたことにより、災害対応要員や通信インフラ等の復旧活動を行う職員の通信手段を確保することができた。

被災地域で使用された衛星携帯電話(例)



被災地で活動する自治体への引渡し



被災地に職員を派遣する
宮城県利府町への引渡し
の様子